		—うに（パラケントロトゥス・リヴィドゥス、ロクセキヌス・アルブス、エキキヌス・エスクレントゥス及びストロンギュロケントロトゥス属のもの）		
0308.21	000	——生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	KG	
0308.29		——その他のもの		
	100	———くん製したもの	KG	
	900	———その他のもの	KG	
0308.30		—くらげ（ロピレマ属のもの）		
	100	——くん製したもの	KG	
	900	——その他のもの	KG	
0308.90		—その他のもの		
		——生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		
	110	———ほや	KG	
	190	———その他のもの	KG	
	200	——くん製したもの	KG	
	900	——その他のもの	KG	

輸出統計品目表第〇四・〇一項中

「	0401.30	000	—脂肪分が全重量の６％を超えるもの	KG	」を
「	0401.40	000	—脂肪分が全重量の６％を超え10%以下のもの	KG	」に
	0401.50	000	—脂肪分が全重量の10%を超えるもの	KG	

改める。

輸出統計品目表第〇四・〇七項を次のように改める。

04.07		殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）		
		—ふ化用の受精卵		
0407.11	000	——鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG	
0407.19	000	——その他のもの	KG	
		—その他の卵（生鮮のものに限る。）		
0407.21	000	——鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	KG	
0407.29	000	——その他のもの	KG	
0407.90	000	—その他のもの	KG	

輸出統計品目表第〇六〇三・一四号の次に次の一号を加える。

0603.15	000	——ゆり（リリウム属のもの）	KG	

輸出統計品目表第〇六・〇四項中

「	0604.10	000	—こけ及び地衣	KG	
			—その他のもの		
	0604.91	000	——生鮮のもの	KG	を
	0604.99	000	——その他のもの	KG	」
「	0604.20	000	—生鮮のもの	KG	
	0604.90	000	—その他のもの	KG	」に

改める。

輸出統計品目表第〇七・〇九項中

「	0709.90	000	—その他のもの	KG	」を
「			—その他のもの		
	0709.91	000	——アーティチョーク	KG	
	0709.92	000	——オリーブ	KG	に
	0709.93	000	——かぼちや類（ククルビタ属のもの）	KG	
	0709.99	000	——その他のもの	KG	」

改める。

輸出統計品目表第〇七一三・一三号の次に次の一二号を加える。

0713.34	000	——バンバラ豆（ヴィグナ・スブテルラネア又はヴォアンドゼイア・スブテルラネア）	MT	
0713.35	000	——ささげ（ヴィグナ・ウングイクラタ）	MT	

輸出統計品目表第〇七一三・五〇号の次に次の一号を加える。

0713.60	000	—き豆（カヤヌス・カヤン）	MT	

輸出統計品目表第〇七一四・一一〇号の次に次の一三号を加える。

0714.30	000	—ヤム芋（ディオスコレア属のもの）	KG	
0714.40	000	—さといも（コロカシア属のもの）	KG	
0714.50	000	—アメリカさといも（クサントソマ属のもの）	KG	

輸出統計品目表第〇八〇一・一一号の次に次の一号を加える。

0801.12	000	——内果皮付きのもの	KG	

輸出統計品目表第〇八・〇二項中

「	0802.40	000	—くり（カスタネア属のもの）	KG	
	0802.50	000	—ピスタチオナット	KG	を
	0802.60	000	—マカダミアナット	KG	」
「			—くり（カスタネア属のもの）		
	0802.41	000	——殻付きのもの	KG	
	0802.42	000	——殻を除いたもの	KG	
			—ピスタチオナット		
	0802.51	000	——殻付きのもの	KG	
	0802.52	000	——殻を除いたもの	KG	に
			—マカダミアナット		
	0802.61	000	——殻付きのもの	KG	
	0802.62	000	——殻を除いたもの	KG	
	0802.70	000	—コーラナット（コラ属のもの）	KG	
	0802.80	000	—ぴんろう子	KG	」

改める。

輸出統計品目表第〇八・〇三項を次のように改める。

08.03		バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	
0803.10	000	—プランテイン	KG
0803.90	000	—その他のもの	KG